

令和5年9月27日

生徒及び保護者の皆様へ

徳島県立城南高等学校
校長 三井 敏之

新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザへの対応について（お知らせ）

日頃は本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日付けで、季節性インフルエンザと同じく「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の5類感染症に移行しております。一方で、季節性インフルエンザについて流行の兆しが見られ、今後は新型コロナウイルスとの同時流行に備える必要があります。このことを受け、本校では、次のとおり対応することといたしますので、保護者の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

1 学校生活について

これまでどおり、基本的な感染症対策の取組を継続いたします。

2 家庭等における対策継続について

新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの、学校での感染拡大を防ぐため、各家庭等における感染症対策につきまして、これまで同様の御協力をお願いいたします。

3 出席停止等について

- (1) 生徒本人が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、次の期間を出席停止とします。

発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

（「症状が軽快」とは、薬を使用しなくても解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態のこと）

- (2) 生徒本人が季節性インフルエンザに感染したことが判明した場合、次の期間を出席停止とします。

発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

※ (1) (2) とも、登校するにあたっては、医療機関が発行する陰性証明書や診断書等の提出は必要ありません。登校後に、感染したことが確認できるもの（診断名の入った領収書や「ゾコーバ」「リレンザ」等の薬袋のコピー等）及び保護者が記入した届出書（該当者に学校にて配布）の提出をいただくことで、出席停止扱いとさせていただきます。

- (3) その他、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とすることがあります。

- (4) 同居している家族等が新型コロナウイルス又は季節性インフルエンザに感染しても、出席停止とはなりません。

4 その他

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、必ず学校へ連絡し、無理をして登校しないようにしてください。

- (2) 出席停止期間や必要書類等についてわからないことがあれば、学校へ御相談ください。